

児童虐待対応体制を強化します

千葉市では、児童虐待対応件数の増加や案件の複雑化・困難化を踏まえ、令和4年4月1日から児童相談所と区の機能を強化し、市全体の虐待対応体制の強化を図りますので、お知らせします。

1 児童相談所の2所化

案件の増加、複雑化・困難化する児童虐待に対し、的確かつ迅速な対応及び組織マネジメントの強化を図るため、現施設内で東部児童相談及び西部児童相談所の2所体制とします。

名称	管轄区域	所在地	連絡先
東部児童相談所	中央区、若葉区、緑区	美浜区高浜 3-2-3	電話 277-8820
西部児童相談所	花見川区、稲毛区、美浜区	(同一敷地内)	電話 277-8821

※上記の管轄に関わらず、里親支援は東部児童相談所、療育手帳の判定は西部児童相談所が担当します。

2 子ども家庭総合支援拠点の整備

地域における相談体制を強化するため、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情把握、調査、継続的支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」（以下「支援拠点」）の業務を中央区で新たに実施します。

(1) 実施場所

中央保健福祉センターこども家庭課

(2) 主な業務内容

- ア 要保護児童等への支援業務（家庭訪問、アセスメント、支援計画の作成）
- イ 関係機関との連絡調整（児童相談所、警察、学校等の調整機能）
- ウ 要対協実務者会議の運営事務（全ケースの進捗管理）

※中央区以外の区でも、順次、実施します。

3 児童相談所と支援拠点の連携

(1) 一時保護が必要な場合などの緊急対応は児童相談所が、家庭での在宅支援が可能な場合は支援拠点が支援を行うなど、個々の状況に応じた、役割分担・連携を図り、児童相談所がより重大な案件に対応可能な体制とします。

(2) 児童相談所が対応していた案件のうち、家庭状況等が改善され、在宅支援が可能となった案件については、支援拠点に移管した上で継続支援を行います。これにより、再発防止の強化を図ります。